

「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く。</u>）に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>1 地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く。</u>）に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、<u>固定資産のサービス提供能力</u>が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の<u>経済的便益を生み出す能力</u>が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第2 対象資産</p> <p>本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1）</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く。</u>）に適用される会計基準及び注解（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）</p> <p>〔<注1> 略〕</p> <p>〔<注2> 略〕</p> <p>第3 減損の兆候</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）<u>及び</u>年度計画（以下「中期計画等<u>及び</u>年度計画」という。）の想定に照らし、</p>	<p>第1章 地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く</u>）に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>1 地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く</u>）に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、<u>固定資産に現在期待されるサービス提供能力</u>が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の<u>将来の経済的便益</u>が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第2 対象資産</p> <p>本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1）</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章地方独立行政法人（公営企業型を<u>除く</u>）に適用される会計基準及び注解（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）</p> <p>〔<注1> 同左〕</p> <p>〔<注2> 同左〕</p> <p>第3 減損の兆候</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）<u>又は</u>年度計画（以下「中期計画等<u>又は</u>年度計画」という。）の想定に照らし、</p>

<p>著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</p> <p>〔(2)～(5) 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>〔<注3> 略〕</p> <p>〔<注4> 略〕</p> <p>〔<注5> 略〕</p> <p>第4 減損の認識</p> <p>1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。</p> <p>(1) 「第3 減損の兆候」第2項(1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。</p> <p>(2) 「第3 減損の兆候」第2項(4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6)</p> <p>(3) 「第3 減損の兆候」第2項(5)に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7)</p> <p>2 前項(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>〔<注6> 略〕</p> <p>〔<注7> 略〕</p> <p><注8>固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、<u>全て</u>実態によって行わなければならない。</p> <p>第6 減損額の会計処理</p>	<p>著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。</p> <p>〔(2)～(5) 同左〕</p> <p>〔3 同左〕</p> <p>〔<注3> 同左〕</p> <p>〔<注4> 同左〕</p> <p>〔<注5> 同左〕</p> <p>第4 減損の認識</p> <p>1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。</p> <p>(1) 「第3 減損の兆候」<u>2</u>(1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。</p> <p>(2) 「第3 減損の兆候」<u>2</u>(4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6)</p> <p>(3) 「第3 減損の兆候」<u>2</u>(5)に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7)</p> <p>2 <u>上記1</u>(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>〔<注6> 同左〕</p> <p>〔<注7> 同左〕</p> <p><注8>固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、<u>すべて</u>実態によって行わなければならない。</p> <p>第6 減損額の会計処理</p>
---	--

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。

- (1) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注 10）
- (2) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、減損損失相当累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- (3) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注 10> 中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等及び年度計画の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等及び年度計画で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等及び年度計画で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等及び年度計画で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

第 7 資産見返負債及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

1 公立大学法人以外の地方独立行政法人については、地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金等の会計処理」及び「第 83 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、次のように処理するものとする。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。

- (1) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注 10）
- (2) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- (3) 地方独立行政法人会計基準の「第 87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注 10> 中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等又は年度計画の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等又は年度計画で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等又は年度計画で定めた施設の利用促進方策を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等又は年度計画で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

第 7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金等の会計処理」及び「第 83 寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損

<p>失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（法第 40 条第 1 項に規定する積立金）に振り替える。</p> <p>(2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を臨時利益に振り替える。</p> <p>2 公立大学法人については、「第 81 補助金等の会計処理」の規定により長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額について、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、長期繰延補助金等を補助金等収益に振り替える。</p>	<p>失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第 40 条第 1 項に規定する積立金）に振り替える。</p> <p>(2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。</p>
<p>第 8 <u>行政コスト（公立大学法人を除く。）</u></p> <p>地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第 7 <u>資産見返負債及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理</u>」第 1 項(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。</p> <p>第 9 貸借対照表における表示</p> <p>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行うものとする。（注 11）</p> <p>[2 略]</p> <p><注 11> 減損損失累計額について</p> <p>減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、<u>行政コスト計算書に計上された（公立大学法人については、資本剰余金の控除項目として計上された）減損損失相当額</u>の累計額が含まれる。</p>	<p>第 8 <u>行政サービス実施コスト</u></p> <p>地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、<u>行政サービス実施コスト</u>に属するものとし、<u>行政サービス実施コスト計算書</u>において、<u>損益外減損損失相当額</u>の科目により、<u>損益外減価償却相当額</u>の次に区分して表示しなければならない。</p> <p>第 9 貸借対照表における表示</p> <p>1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行うものとする。（注 11）</p> <p>[2 同左]</p> <p><注 11> 減損損失累計額について</p> <p>減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、<u>行政サービス実施コスト計算書に計上された損益外減損損失相当額</u>の累計額が含まれる。</p>
<p>第 11 注記</p> <p>1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 減損の兆候の有無について、「第 3 減損の兆候」<u>第 3 項</u>に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由</p> <p>[(5) 略]</p> <p>2 「第 3 減損の兆候」<u>第 2 項</u>(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を</p>	<p>第 11 注記</p> <p>1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 減損の兆候の有無について、「第 3 減損の兆候」<u>3</u>に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由</p> <p>[(5) 同左]</p> <p>2 「第 3 減損の兆候」<u>2</u>(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識</p>

<p>認識した場合を除く。)には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」<u>第3項</u>に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(4) 「第4 減損の認識」<u>第2項</u>に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠</p> <p>3 「第3 減損の兆候」<u>第2項</u>(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p><u>4 公立大学法人が中期計画及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益計算書の注記において表示する。</u></p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>[1 略]</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態 <u>その他固定資産の経済的便益を生み出す能力が著しく減少した状態をいう。</u></p> <p>第6 将来キャッシュ・フロー</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は<u>生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。</u>(注8)</p> <p>[4・5 略]</p> <p>[<注7> 略]</p> <p>[<注8> 略]</p> <p>第12 貸借対照表における表示</p> <p>1 減損処理を行った固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する<u>形式</u>で行う。(注12)</p>	<p>した場合を除く。)には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」<u>3</u>に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由</p> <p>(4) 「第4 減損の認識」<u>2</u>に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠</p> <p>3 「第3 減損の兆候」<u>2</u>(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解</p> <p>第1 本基準の目的及び減損の定義</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態 <u>その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</u></p> <p>第6 将来キャッシュ・フロー</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は<u>生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。</u>(注8)</p> <p>[4・5 同左]</p> <p>[<注7> 同左]</p> <p>[<注8> 同左]</p> <p>第12 貸借対照表における表示</p> <p>1 減損処理を行った固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する<u>方式</u>で行う。(注12)</p>
--	--

<p>[2 略]</p> <p><注 12> 減損損失累計額について</p> <p>減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、<u>行政コスト計算書</u>に計上された<u>減損損失相当額</u>の累計額が含まれる。</p> <p>第 14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第 83 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当該取崩額を原則として臨時利益に計上する。</p> <p>第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理</p> <p>1 特定施設（公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 16 流動負債」注解 11 に規定する特定施設をいう。）である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用には計上せず、<u>減損損失相当累計額</u>の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>2 上記の場合における減損損失は、<u>その他行政コスト</u>に属するものとし、<u>行政コスト計算書</u>において、<u>減損損失相当額</u>の科目により、<u>減価償却相当額</u>の次に区分して表示しなければならない。</p>	<p>[2 同左]</p> <p><注 12> 減損損失累計額について</p> <p>減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、<u>行政サービス実施コスト計算書</u>に計上された<u>損益外減損損失相当額</u>の累計額が含まれる。</p> <p>第 14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第 80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第 82 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当該取崩額を原則として臨時利益に計上する。</p> <p>第 15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理</p> <p>1 特定施設（公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第 16 流動負債」注解 12 に規定する特定施設をいう。）である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用には計上せず、<u>損益外減損損失累計額</u>の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>2 上記の場合における減損損失は、<u>行政サービス実施コスト</u>に属するものとし、<u>行政サービス実施コスト計算書</u>において、<u>損益外減損損失相当額</u>の科目により、<u>損益外減価償却相当額</u>の次に区分して表示しなければならない。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	